





1. 背景 - 本レビューの目的

今日、より良い気候変動に関連する情報の開示なしには、投資家はエネルギーシフトに関わるリスクと 投資機会を管理することはできません。2016 年 12 月、業界主導の気候変動に関連する財務情報の開 示に関する FSB タスクフォース(TCFD)は、気候変動に関連する財務情報開示の提言案を公開しまし た。国連責任投資原則(PRI)とグローバル法律事務所であるベーカーマッケンジーは、これらの自主提 言と特定の市場における既存の規制やソフトローとの関連性、及び、それらの市場の投資家や企業がど のように自主提言を利用できるかを検証した一連の国別レビューを共に作成しました。この国別レビュー はブラジル、カナダ、EU、日本、英国を対象とします。

日本に関する本レビューでは、既存の気候変動に関連する日本のコミットメント(別表 1を参照)を説明し、その上で企業、投資家、年金ファンドのための、気候変動に関連する情報開示に関する日本の既存の規制や政策について考察します。本レビューの分析は、インベストメント・チェーン全体に ESG をインテグレートするにあたっての障害 (barrier)を乗り越える目的で、PRI、UNEP FI、Generation Foundation によって作成された「Fiduciary duty in the 21st Century - Japan Road Map (21 世紀の受託者責任 ジャパン・ロードマップ)」における発見事項をベースとしています。また、本レビューは、日本を含む 50 の経済地域にわたる責任投資に関する公共政策イニシアティブの拡大を検証した、PRI と MSCI による「Global guide to responsible investment regulation (責任投資規制に関するグローバルガイド)」における各国の規制に関する分析を参考としています。

ベーカーマッケンジーの発見事項に対する PRI の回答:

TCFD の提言は自主的なものであり、日本における情報開示要件やその他の規制に優先するものではありません。日本におけるソフトローは、環境パフォーマンス、重大リスク及びスチュワードシップの情報開示を奨励しています。TCFD の提言は、企業や投資家がそれらの情報開示を実施する手助けとなります。TCFD の実施は、また、パリ協定下での日本の国家的な気候変動コミットメント(別表 1を参照)を支援するものです。

日本におけるより良い気候変動情報開示に向けた3つの推奨される実践的取り組み:

- 1. 政府: 日本政府、環境省、金融庁が TCFD の最終提言を支持すること
- 2. 東京証券取引所: 既存のコーポレート・ガバナンス指針の中で TCFD 提言に言及すること
- 3. 企業及び投資家: 気候変動情報開示への実用的な枠組みとして、TCFD の提言を採用すること。企業と投資家は、実施初期に直面する課題を乗り越えるため、長期的に必要となるレポーティングに関するコンバージェンスとともに、グッド・プラクティスを共有すべきである。

今後の PRI のアクション:

PRI は 50 カ国において 1,700 を超える署名者を得ており、72 兆米ドルを超える運用資産の運用者を代表しています。2017 年から 2018 年にかけて、PRI は下記のアクションを行う予定です。

- アクティブ・オーナーシップ: TCFD の最終提言の実施を促すため、企業とともに協調的なグローバル投資家によるエンゲージメントを呼び掛ける。
- 投資家に対する情報開示:資産所有者及び資産管理者に向けた TCFD の指針を利用し、PRI の報告枠組みを発展させる。
- 投資慣行:気候変動関連のリスクと投資機会の評価及び管理における投資慣行を向上させる。
- 政策立案者との連携: PRI は複数の資本市場における投資慣行及び政策の経験を有しているため、この専門知識を活用し、G20 の政策立案者に TCFD の実施を促す。
- 責任投資を取り巻く障害となる事項への対処: PRI は、2017 年 5 月に発表した責任投資計画の中で今後 10 年間の優先事項を 設定している。

本レビューでは、以下の発見事項に基づき、日本においては、TCFDの提言においても特定されているような、より強力な情報開示体制に向けて努力する余地があると結論付けています。この努力は、日本とその国際的な貿易相手国が低炭素志向の経済への移行を目指す中で、日本における気候リスク緩和を確実にし、より良い投資判断を促進し、安定した財政運営を支援するにあたって大きな手助けとなります。

2. 民間セクター規制

2.1 企業に対する情報開示要件

2016年の前半に、PRIは既存の責任投資政策を策定しましたが、これは300近くもの個別的な政策手段又は市場主導のイニシアティブを含み、財務とESGに関する課題の関係性を取り扱っています。これらの対策は、インベストメント・チェーンにおける異なる部分に関連する3つの主要カテゴリーに大別することができます。即ち、年金基金規制、スチュワードシップ・コード、そして企業情報開示要件です。1

日本には、企業による気候リスク関連の情報開示、あるいはより広範な環境、社会、及びガバナンス(ESG)に関する情報開示に対する必須の法的規制は存在しません。もっとも、下記のとおり、環境への影響や温室効果ガス(GHG)排出量の企業報告の要請は存在します。

すなわち、「環境配慮促進法(環境情報の提供の促進等による特定 事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律)」は、大 企業に対して事業関連の環境配慮に関する環境報告書の発行に 取り組むことを義務付けています。この義務は中小企業には適用さ れません。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(2006年)は、

- 年に原油換算エネルギーを 1,500KL 以上使用、又は、
- 年に一定量以上の GHG を排出

する企業に対し、自らの GHG 総排出量を政府に開示することを義務付けています。政府は開示された情報を公表します。なお、日本証券取引所の上場規則にも、ESG 情報開示に関するルールは含まれておりません。

日本において気候リスク関連の分析や企業に対する情報開示規制がない限り、日本企業には TCFD が推奨する総合的で前向きな気候リスク分析を実行する強いインセンティブは生じないかもしれません。気候関連リスクを考慮する必要性について政府からのマーケットシグナルがなければ、PRI が他の地域で包括的なリスク情報開示体制を実施した結果として獲得したより良いリスク管理の成果について、日本企業はその達成がより困難であると感じる可能性があります。2 そのような企業は、より低炭素志向の経済への世界的な移行を進めていく中で課題を抱える可能性があり、また、低排出エネルギー源や、より省エネルギーな製品やサービスへの投資といった、この移行が日本にもたらす好機を見極めるのに適したポジションに立てない可能性があります。

TCFD の提言の主要な側面を検討することは、日本企業及び投資家が企業の気候リスク分析や情報開示の利点をより包括的に理解する一助となり、延いては TCFD の枠組み全体に向けて段階的な取り組みが実施されることが予想されます。それは、現在直面する気候関連及びその他の ESG に関連するリスクを評価・分析するために必要な新しいシステムを実施するという点において、日本企業を後押しすることが予想されます。

企業による ESG 及び気候リスク関連の情報開示に関するソフトローのスナップショットは PRI の規制マッピング ツールに提示されており、また、「責任投資規制に関する国際ガイド」にも記載されております。これらのソフトローの詳細は以下の通りです。

「スチュワードシップ・コード」:「スチュワードシップ・コード」は金融庁によって 2014 年に公布されました。本コードは「『責任ある機関投資家』の諸原則」を提示し、特に、機関投資家に対して優れた受託者責任の遂行に関する方針を定め、その方針を公表することを奨励しています。投資家が諸原則の一部もしくはすべてに従わない場合は、その理由を示す必要があるとされています。

日本の責任投資枠組みのすべてを閲覧するには、PRIの規制マップにアクセスしてください。

各対策について、ルールの性質、実施年、策定機関、対策が任意か必須か、そして ESG 課題に単独あるいは共同で対処しているかどうかが示されています。また、ESG 関連要素及び投資に関連する重要条項についての解説も提示されています。

マップを閲覧し、方法論の完全版をダウンロードするには、PRIのウェブサイトへ。より詳細な情報については、policy@unpri.orgに、eメールにてお問い合わせください。

¹ PRIとMSCI。「責任投資規制に関する国際ガイド」9~10ページ。

² PRI と MSCI。「責任投資規制に関する国際ガイド」17ページ。

「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」は、機関投資家が本コードを受け入れ、自らのウェブサイト上でその旨を公開することを奨励しています。金融庁も、これを公開した機関投資家に関する情報をそのウェブサイト上で公表しており、投資家による本コードの実施を監視する評議会を設立しました。

本コードは近い将来に改訂される予定³であり、投資家が監視すべき非財務的、社会的、そして環境的要素の一つが改正案に明示されていることから、改訂版には ESG 要素が含まれる予定です。

従って、日本企業による TCFD の提言の検討は、本コードの改訂版の施行、そして(おそらく避けられないであろう)日本における企業の気候リスク情報開示規制を更に構築及び拡大する準備として、賢明なことと考えられます。本コードは強制的なものではありませんが、PRI の発見事項は、情報開示がより良い企業リスク管理につながり、そして自主的に制度構築に取り組む企業を競合他社から差別化する良いリピュテーションを生む可能性があることを示しています。

ただし、(TCFD が指摘するように)企業の優れた ESG 分析及び報告により促進されるより良いリスク管理の成果を達成するためには、気候関連リスク分析及びその「通常の」企業報告への統合は気候変動やその他の ESG リスクが及ぼす財務的影響の検討を必要とします。これらのリスクが一部の企業にとって重要な財務的要素を持つことは明らかであり、このことは他の地域においてすでに認識されています。気候リスクの情報開示に関する日本の規制が変化するに従って、日本の投資家や日本企業に対するグローバル投資家が、企業の気候分析に企業やその資産への財務リスクを考慮するよう期待するようになる可能性が高いといえます。

「コーポレートガバナンス・コード〜会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために〜」:東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」は、投資家がアクティブオーナーとして必要な情報を入手でき、企業がガバナンス慣行を改善させるための共通枠組みを持つことを目指しています。本コードは、株主の平等な扱い、株主以外のステークホルダーとの協働、適切な情報開示、取締役会による適切な監督、そして株主との対話を含む5つの基本原則を提案しています。

適切な情報開示に関しては、企業は関連法規に従って適切な情報開示をすべきですが、法律で義務付けられている範囲を超えて積極的に情報を提供する努力もすべきであると定めています。

当該情報には、財務状況や業績といった財務情報と、事業戦略やリスク、ガバナンスといった非財務情報の両方が含まれます。本コードは特に、非財務情報は株主との建設的な対話の基盤としての機能を果たすために正確、明白で役立つものであるべきだと定めています。さらに、上場企業は社会、環境問題といった持続性に関連する問題に適切に取り組むべきであると規定しています。東京証券取引所の改正上場規程は、東証第一部と第二部の全上場企業に対し、「コーポレートガバナンス・コード」に関する「コンプライ・オア・エクスプレイン」を求めています。

「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」(東京証券取引所): この原則の内容は、国連 PRI の「責任投資規制に関する国際ガイド」にも含まれておりますが、東証の改正上場規程では、この原則は日本の「コーポレートガバナンス・コード」と統一、統合されたと規定しています。

「環境報告ガイドライン」:企業がステークホルダー・投資家の意思決定ニーズに役立つ情報を提供することで自らの説明責任を果たせるように、企業の環境報告、環境コミュニケーションツールに関して環境省が発行した自主的ガイドライン。初版は 2000 年に制定され、以後定期的に改訂され 2012 年版が最新版となっています。

2012年改訂版作成の一環として、下記の事項が考慮されています。

- 事業に対する環境の影響、及びそれらのつながり。これは環境問題やリスク管理の戦略的価値と合わせて深まっていると見られる。その結果として、経済、環境、社会を結び付ける体系的な情報開示に対する投資家や金融機関からの要望が高まっている。
- 投資家は今や、入手可能な重要情報をもとに、環境と企業の機会、リスク、重要課題、そして事業戦略との間の関係や、現状と今後の方向性の評価、重要な財務的影響、そしてこれらの影響に対処するための企業の能力を含めて、経営に対する環境影響を分析することにより関心を持つようになっていること。
- 重要業績評価指標(KPIs)リストの枠組みの普及を見直し、奨励する必要性を指摘する「環境と金融に関する専門委員会」の報告書。

³ 本レビューのドラフト作成後、2017 年 5 月 29 日に金融庁より改訂版スチュワードシップ・コードが発表されております。

......

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」(「21世紀金融行動原則」):この一連の原則は環境省によって発表され、持続可能な社会を形成するために自らの役割と責任の遂行を目指す金融機関の行動指針として策定されました。本原則には、予防的アプローチの採用、持続可能な商品の開発、複数のステークホルダーグループとの連携、関連情報の開示、そして自社役員の適切な啓発などが含まれます。「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」において推奨されている行動には、ESGを考慮した議決権行使活動(考え方、体制、行使結果など)の社外への開示、環境・持続可能性関連商品の目的や効果についての適切な表示・開示などにより、社会への情報発信や様々な投資家との協働を行うことなどがあります。

「ESG 解説書」(ESG 投資の概論): ESG 解説書は環境省によって公表され、ESG 投資と動向に関する基礎的な理解を提供することを目指しています。本解説書は、アセット・オーナーと、長期投資家としての投資マネージャーは、企業価値の中長期的成長にとって非財務リスク分析がどれだけ重要であるかを理解する立場にあると強調しています。例えば、事業リスクに関連した環境問題のリスク管理及び研究開発(E情報)、これらを実効的に支えるための人材管理と育成(S情報)、そしてそれらを含む企業経営を戦略的に実施するための経営方針(G情報)について述べており、これらの要素を非財務情報として分類しています。本解説書は4つの章で構成されており、第1章はインベストメント・チェーン及びESG情報と投資時間軸の関係について概要を説明しています。第2章は国内外のESG投資の発展を扱っています。第3章はESG投資に関する課題に注目し、インベストメント・チェーンの各層について考察しています。第4章はESGインテグレーションにおける仲介機関の役割を検証しています。

「グリーンボンドガイドライン」:「グリーンボンドガイドライン」は、2016年に改訂された「グリーンボンド原則 (GBP)」及び 2015年の「パリ・グリーンボンド宣言」に基づく、グリーンプロジェクトへの投資を促進するために環境省によって公表された自主的ガイドラインです。「グリーンボンドガイドライン」には、グリーンボンド発行者及び投資家の参考のためにグリーンボンド発行のプロセスやグリーンボンドのモデルケースが含まれており、GBP が言及する4つの根本要素(調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)の解釈を提供しています。

このように、日本の企業リスク評価への ESG リスク管理の統合については相当な量の指針や自主的な枠組みが存在します。より良い企業リスク管理及び気候変動に関連する財務・非財務リスクの正確で比較可能な評価を確保するためには、大多数の企業が適用することが可能で、金融市場に組み込まれた、統一的な情報開示体制の構築が望まれます。

2.2 気候変動に関連する年金基金・投資家規制

上述の法令とソフトローのうち、気候変動に関連する年金基金及び機関投資家に対する規制は、以下の通りです。

「スチュワードシップ・コード」:「スチュワードシップ・コード」は直接的には気候変動関連の側面に言及していませんが、機関投資家に対し、被投資企業が抱える環境問題などのリスクの測定方法を理解することを義務付けています。本コードの改訂案では、「環境問題」はより広範に ESG 課題として言及されることになります(ただし、気候変動については明確には言及していません)。

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」(「21 世紀金融行動原則」): これらの原則は気候変動によって生じる財務上の損失リスクを考察し、当該リスクに対する投資家の関与を促しています。本原則の下で定められているガイドラインの一つ、「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」は、これらの機関投資家は資本市場の健全な発展に対する社会的責任があり、企業価値に影響を与え得る ESG 課題を彼

日本市場における受託者責任の変わりゆく状況の全分析については、PRI、UNEP FI、そして Generation Foundation によって作成された「21 世紀の受託者責任 ジャパン・ロードマップ」をダウンロードしてください。

本ロードマップは、30を超える主要な市場のステークホルダーとの対話に基づいており、受託者責任の近代的な解釈を採用した明白で説明可能な政策と慣行を実施することを提言しています。

プロジェクトチームは、市場のステークホルダーにこれらの提言を実行するよう働きかけています。

ジャパン・ロードマップは、受託者責任に関するより大きな事業計画の一環です。詳細については www.fiduciaryduty21.org にアクセスしてください。

らが適切に考慮することが、世界的な環境保護及び健全な資本市場の成長と発展を提供する持続可能な社会の形成に寄与するとしています。気候変動に関連した側面の一例として、ガイドラインの一つは、職場、社有車、人々の移動あるいは物流から発生する GHG 排出量削減に向けた計画及び実践を紹介しています。

「ESG 解説書」:本解説書は、潜在的投資対象における中長期的見方を理解しようとする投資家は、中長期的な検討の重要性を考慮に入れて投資又は事業決定を行なうべきであると述べています。気候変動が及ぼすリスクが事業活動の許容範囲を超えると彼らが判断した場合、当該リスクは被投資企業の持続的成長に影響を与える可能性があります。本解説書は、持続的な企業成長を促進したい場合、投資家はそのようなリスク状況を改善し、回避するための投資をすることができると述べています。

「グリーンボンドガイドライン」: 上述の通り、「グリーンボンドガイドライン」には、ボンド発行者及び投資家の参考のために、グリーンボンド発行のプロセスやグリーンボンドのモデルケースが含まれ、GBP が言及する 4 つの根本要素(調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)の解釈を提供しています。本ガイドラインは、調達した資金は再生可能エネルギー、省エネルギー、公害の防止及び管理、天然資源の持続可能な管理、生物多様性の保全、水資源の持続可能な管理、気候変動及び環境に優しい製品の導入といった、確実な環境的利益あるいは改善につながるグリーンプロジェクトへの投資に当てられるべきであると述べています。さらに、グリーンボンドの発行者は、生態系への悪影響や騒音などプロジェクトがもたらす可能性のある悪影響を開示し、当該悪影響の評価を説明すべきであるとも述べています。

「21世紀の受託者責任 ジャパン・ロードマップ」は、日本における「事業活動の持続的な成長と広範な経済」を促進し、「世界経済の不確実性」に対処することを目指す金融庁の明確な最優先使命に言及した上で、ESG 課題のより広範な理解及び日本の投資慣行への影響に継続的に注視していくことを提言しています。また、これらの課題に関する投資家の意識、及びそれらに関する情報への関心が高まるにつれ、日本における ESG 課題の財務的重要性の理解を深めることが優先されるべきであると提案しています。信託銀行が年金基金に対し政策に関する考察を提供する役割を果たし、年金基金がその考察を投資判断の一部として検討するという可能性もあります。

3. 結論

日本には ESG 情報開示に関する様々な政策がありますが、下記が実現すれば、日本企業は(より低炭素志向の経済への更に広範な国際的移行の一環としての)日本経済のシフトに関して、有利なポジションに立てる可能性があります。

- 日本企業及び投資家が、TCFD の提言から情報を取り入れ、包括的な気候変動リスク関連の分析や情報開示の実施によるリスク管理上の利点を検討し始める。
- ESG 関連の財務リスクが、事業戦略や投資慣行に更に包括的に統合される。

TCFD が想定するように詳細で前向きな、更なる気候変動リスク分析及び報告の導入に向けた取り組みが日本企業によって行われれば、この分析を行うために必要な追加情報とプロセスに取り組まなければならない日本企業と、日本における潜在的及び既存の投資にもたらされる現実的なリスクを理解しようとする国内外の投資家の双方にとって、上記のシフトが容易になることが予想されます。

別表 1

現在、146 か国を超える締結国がパリ協定を承認しています。その主要な目的は、今世紀中の世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて摂氏 2 度を十分に下回るレベルに抑え、更に摂氏 1.5 度°以下に抑える努力を追求するために気候変動への世界的対応を強化することにあります。遅くとも 2020 年までに排出量がピークに達すれば、目標は実現可能と考えられています。パリ協定はすべての締結国が「自国が決定する貢献」(NDCs)を提出することを義務付けており、それには排出量と実現のための取り組みを定期的に報告することが含まれます。2018 年には、締結国はパリ協定で定めた目標に向かって前進するための集団的な努力を評価することとなります。気候情報開示は、企業や投資家が重要な気候関連のリスクと機会の管理をできるようにすることで、パリ協定の目標や NDC の一助となります。

日本で最初の NDC は、2030 年までに GHG 排出量を 2013 年のレベルよりも 26%削減するというコミットメントを含んでいます(2005 年のレベルと比較しておおよそ 25.4%の削減に相当)。また、日本は 2050 年までに GHG 排出量を 80%以上削減するという長期目標を設定していますが、この削減の基準となる年は明示していません。

日本はまた、NDC の提出にあたり、以下の表で設定しているように、排出の種類別に更に具体的な目標を示しています。

排出の種類	2013 年のレベルに 対する削減目標	2005 年のレベルと 比較した同等の削減	主要セクターにおける活動
エネルギー起源二酸 化炭素の排出量	25%	24%	鉄や鋼鉄、化学製品、セラミックス、石材や 粘土製品、そしてパルプ製品の製造産業、 商業及び住宅セクター、運輸セクター、エネ ルギー変換セクターにおける、またセクター 間を越えるエネルギー効率化システムの強 化と省エネルギー技術の導入
非エネルギー起源二 酸化炭素	6.7%	17%	混合セメント使用の拡大と、地方自治体の固 形廃棄物焼却の縮小
メタン	12.3%	18.8%	農作用土壌と地方自治体の固形廃棄物を 対象とした対策
亜酸化窒素	6.1%	17.4%	農作用土壌を対象とした対策と、下水施設 における革新的技術の推進
フッ素化ガス(HFC、 PFC、SF6とNF3)	25.1%	4.5%増加	フッ化炭素類の合理的な使用と適切な管理 に関して法制化された活動

日本は「土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)」分野における排出吸収の具体的な目標を約3,700万t-CO₂e(2013年度の総排出量の2.6%削減に相当)、そして耕作地管理、放牧地管理と再緑化によるものを約910万t-CO₂e(2013年度の総排出量の0.6%削減に相当(2005年度の総排出量の0.7%削減に相当))と設定しました。日本は、森林管理・林業対策の実施、土壌管理(耕作地の炭素貯蔵の増加につながる)及び再緑化によって、この目標達成を目指しています。

日本は、排出削減目標をボトムアップ方式で算出する根拠として「二国間クレジット制度(\mathbf{JCM})」の下で新たな炭素クレジット制度を確立しましたが、この制度は JCM の下で日本が獲得した排出削減量と排出吸収量を、日本の削減の一部として測定するためにも利用されています。日本政府は、政府による JCM プログラムを通じた 2030 年までの排出削減、あるいは排出吸収量を累積すると 5,000 万から 1 億 \mathbf{t} -CO $_2$ の範囲になると予測しています。 4

⁴ 経済産業省「日本の約束草案(INDC)の提出」2016年11月

http://www4.unfccc.int/ndcregistry/PublishedDocuments/Japan%20First/20150717_Japan%27s%20INDC.pdf.

Baker McKenzie.

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。

私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。 信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.co.jp/en/



責任投資原則 (PRI)

PRI は、署名機関の国際的なネットワークと協力し、6 つの責任投資原則を実施しています。PRI は、環境、社会、ガバナンス (ESG)課題と投資の関係性を理解し、署名機関がこれらの課題を投資の意思決定や株主としての行動に組み込み際に支援を提供することを目的としています。PRI は、署名機関、署名機関が展開している金融市場や国の長期的利益、ひいては環境や社会全体の利益となるように行動しています。

責任投資のための6つの原則は、ESG課題を投資実務に組み込むために可能な行動のメニューを提供する、自主的かつ志向的な投資原則です。この原則は、投資家のために、投資家により開発されました。これらの原則を実施するうえで、署名機関は、より持続可能なグローバル金融システムの開発に貢献します。

www.unpri.org

著者

マーティジン・ワイルダー・アム パートナー、グローバル環境市場・気候変動グループ代表 ベーカー&マッケンジー(シドニー) 板橋加奈 パートナー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(東京) ローレン・カークウッド スペシャル・カウンセル ベーカー&マッケンジー(ブリスベン) 大澤県 アソシエイト ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(東京)

寄稿者

ネイサン・ファビアン ディレクター 政策及び調査 PRI サガリカ・チャタジー アソシエイト・ディレクター(気候変動リード)政策及び調査 PRI ウィル・マーティンデール 政策ヘッド PRI メラニー・パティ 政策及び調査オフィサー PRI 森澤充世(博士) ジャパン・ヘッド PRI

お問合せ先

info@unpri.org